

令和8年度 濃尾用水地区 地下水位観測調査業務

特 別 仕 様 書

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

項目	内 容																																
<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目的) 第1-2条</p> <p>(場所) 第1-3条</p> <p>(業務概要) 第1-4条</p> <p>(管理技術者) 第1-5条</p>	<p>本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「地質・土質調査業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、木曾川下流域（濃尾地域）において農業用水の需要量と地下水位が重要な関係にあることから、継続的に地下水位観測を行い調査データの取りまとめを行うものである。</p> <p>本業務の地下水位調査位置は、木曾川下流域の愛知県名古屋他で別添図面に示すとおりである。</p> <p>本業務の概要は次のとおりであり、詳細は第3章に示すものとする。</p> <table border="1" data-bbox="523 913 1021 1025"> <tr> <td>1 浅層地下水位データ収集</td> <td>12 箇所</td> </tr> <tr> <td>2 地下水位データ回収</td> <td>14 箇所</td> </tr> <tr> <td>3 データ取りまとめ</td> <td>1 式</td> </tr> </table> <p>(1) 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理技士以外の本業務に該当する技術部門、選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="448 1189 1406 1727"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業－農業土木又は農業農村工学 建設－土質及び基礎 応用理学－地質</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木又は農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>建設</td> <td>土質及び基礎</td> </tr> <tr> <td>応用理学</td> <td>地質</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">博士</td> <td>農学</td> <td></td> </tr> <tr> <td>理学</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工学</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">シビルコンサルティン グマネージャー</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地質</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土質及び基礎</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 別紙に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。</p> <p>なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。</p>	1 浅層地下水位データ収集	12 箇所	2 地下水位データ回収	14 箇所	3 データ取りまとめ	1 式	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木又は農業農村工学 建設－土質及び基礎 応用理学－地質	農業	農業土木又は農業農村工学	建設	土質及び基礎	応用理学	地質	博士	農学		理学		工学		シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木		地質		土質及び基礎	
1 浅層地下水位データ収集	12 箇所																																
2 地下水位データ回収	14 箇所																																
3 データ取りまとめ	1 式																																
資 格	技術部門	選択科目																															
技術士	総合技術監理	農業－農業土木又は農業農村工学 建設－土質及び基礎 応用理学－地質																															
	農業	農業土木又は農業農村工学																															
	建設	土質及び基礎																															
	応用理学	地質																															
博士	農学																																
	理学																																
	工学																																
シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木																																
	地質																																
	土質及び基礎																																

項目	内容						
(担当技術者) 第1-6条	担当技術者は、共通仕様書第1-7条によるものとする。						
(配置技術者の確認) 第1-7条	<p>共通仕様書第1-10条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-11条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。</p> <p>なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。</p>						
(保険加入) 第1-8条	<p>受注者は、共通仕様書第1-38条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。</p> <p>また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>						
第2章 作業条件 (作業条件) 第2-1条	<p>調査の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>(1) 業務の実施に当たっては、事前に調査方法について監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意するものとする。</p> <p>(2) 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。</p>						
(参考図書) 第2-2条	<p>本業務で使用する参考図書は、必要に応じ監督職員と打合せのうえ使用するものとする。</p> <p>また、参考図書等は作業時点での最新版を用いることとし、作業期間中に改訂がなされた場合は監督職員と協議のうえ、その取扱いを決定するものとする。</p>						
(貸与資料) 第2-3条	<p>本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは監督職員と打合せを行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="448 1709 1066 1832"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 1709 628 1751">分類</th> <th data-bbox="628 1709 970 1751">貸与資料</th> <th data-bbox="970 1709 1066 1751">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 1751 628 1832">その他</td> <td data-bbox="628 1751 970 1832">地下水観測資料 (令和8年3月分)</td> <td data-bbox="970 1751 1066 1832">1式</td> </tr> </tbody> </table>	分類	貸与資料	数量	その他	地下水観測資料 (令和8年3月分)	1式
分類	貸与資料	数量					
その他	地下水観測資料 (令和8年3月分)	1式					

項目	内 容												
(参考図書及び貸与資料の取り扱い) 第2-4条  第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	<p>第2-2条、第2-3条に示す参考図書、貸与資料及び共通仕様書に示す示方書の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 参考資料及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議のうえ、その取扱いを決定するものとする。</p> <p>(2) 示方書、参考図書は、業務作業時点の最新版を用い、業務作業中に改訂された場合は、監督職員の指示を受けるものとする。</p> <p>(3) 貸与資料は原則として、第1回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければならない。</p> <p>本業務における作業項目及び数量は、下記のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="456 831 1407 1632"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>作 業 内 容</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 浅層地下水位データ収集</td> <td>別添図面に示す既存井戸(12箇所)において、観測者が手測り(水位計、コンベックス等)した地下水位データ(週1回:12箇所)を毎月、郵送または電子メールにより収集する。</td> <td>12箇所</td> </tr> <tr> <td>2 地下水位データ回収</td> <td>別添図面に示す既設地下水位観測孔(14箇所)に設置してある地下水位計測機器のデータをデータ回収装置(データコレクト)により年5回(6月、8月、10月、12月、翌年2月)現地で回収する。 また、8月には地下水位計測機器(14箇所)の電池交換を行う。</td> <td>14箇所</td> </tr> <tr> <td>3 データ取りまとめ</td> <td>上記により、収集又は回収した地下水位データを所定の様式により、年間の地下水位の変動を取りまとめ分析し考察を行う。 なお、データ取りまとめ期間は令和8年3月から令和9年2月末までを対象とする。</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>	作業項目	作 業 内 容	数量	1 浅層地下水位データ収集	別添図面に示す既存井戸(12箇所)において、観測者が手測り(水位計、コンベックス等)した地下水位データ(週1回:12箇所)を毎月、郵送または電子メールにより収集する。	12箇所	2 地下水位データ回収	別添図面に示す既設地下水位観測孔(14箇所)に設置してある地下水位計測機器のデータをデータ回収装置(データコレクト)により年5回(6月、8月、10月、12月、翌年2月)現地で回収する。 また、8月には地下水位計測機器(14箇所)の電池交換を行う。	14箇所	3 データ取りまとめ	上記により、収集又は回収した地下水位データを所定の様式により、年間の地下水位の変動を取りまとめ分析し考察を行う。 なお、データ取りまとめ期間は令和8年3月から令和9年2月末までを対象とする。	1式
作業項目	作 業 内 容	数量											
1 浅層地下水位データ収集	別添図面に示す既存井戸(12箇所)において、観測者が手測り(水位計、コンベックス等)した地下水位データ(週1回:12箇所)を毎月、郵送または電子メールにより収集する。	12箇所											
2 地下水位データ回収	別添図面に示す既設地下水位観測孔(14箇所)に設置してある地下水位計測機器のデータをデータ回収装置(データコレクト)により年5回(6月、8月、10月、12月、翌年2月)現地で回収する。 また、8月には地下水位計測機器(14箇所)の電池交換を行う。	14箇所											
3 データ取りまとめ	上記により、収集又は回収した地下水位データを所定の様式により、年間の地下水位の変動を取りまとめ分析し考察を行う。 なお、データ取りまとめ期間は令和8年3月から令和9年2月末までを対象とする。	1式											
(作業の留意点) 第3-2条	<p>作業実施に際し特に留意する点は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2-2条、第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料並びに発注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(2) 作業に必要な地元及び関係機関との調整等については、監督職員と十分打合せを行うものとする。</p> <p>(3) データ入力作業は適宜行い、業務期間中においても、発注者からのデータ提供依頼に対応できるよう随時データ入力作業を行うものとする。</p>												

項目	内 容
<p>(業務写真における 黒板情報の電子 化) 第3-3条</p>	<p>(4) 地下水位計測機器等に不具合が生じた場合には、速やかに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。</p> <p>1 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「<a href="https://www.cryptrec.go.jp/list.html">https://www.cryptrec.go.jp/list.html</a>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。</p> <p>2 機器等の導入 (1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 (2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い (1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 (2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。 なお、上記（1）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 (3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>4 写真の納品 受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(<a href="http://www.cals.jaic.or.jp/CIM/sharing/index.html">http://www.cals.jaic.or.jp/CIM/sharing/index.html</a>)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>5 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。</p>

項目	内 容
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	<p>共通仕様書第1-9条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。</p> <p>第1回 作業着手段階            第2回 報告書原稿取りまとめ段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、別紙に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第1-10条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p>
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条  (成果物の提出先) 第5-2条	<p>成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体 (CD-R 等) 正副2部            (2) 成果物の出力1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)</p> <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。            愛知県名古屋市昭和区安田通4-8            東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所</p>
第6章 業務スライドの試行 (業務スライド) 第6-1条	<p>(1) 本業務は「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取り扱いについて (試行)」 (令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知) に基づく試行業務である。</p> <p>(2) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、業務費の変更を請求することができる。</p> <p>(3) (2) の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>(4) (3) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が (2) の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p>

項 目	内 容
第7章 契約変更 (契約変更) 第7-1条	<p>(5) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。</p> <p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する甲乙協議事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第1-4条に示す「業務概要」に変更が生じた場合</li> <li>(2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量等」に変更が生じた場合</li> <li>(3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合</li> <li>(4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合</li> <li>(5) 履行期間の変更が生じた場合</li> <li>(6) その他</li> </ul>
第8章 定めなき事項 (定めなき事項) 第8-1条	<p>この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>

別紙（特別仕様書第1－5条、第4－1条関連）

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

業務区分	A	B	C	D
地質調査	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額